

# 日本脳炎予防接種について

■問い合わせ 東1階  
健康政策課感染症予防係  
TEL (23) 8975

日本脳炎予防接種(定期接種)は、平成17年から積極的に勧奨をしていない時期がありました。現在は、新たなワクチンを使用して接種することができます。

国内で、毎年数名の感染者の報告がありますので、お済みでない場合は受けるようにしましょう。

生年月日によって下記のような受け方になりますので、母子健康手帳を確認し、期間内に医療機関で受けましょう。

※厚生労働省では、平成24年10月31日に日本脳炎に関する小委員会を開催し、日本脳炎ワクチンの接種後の死亡事例や副反応および接種の継続の是非について、専門家による議論が行われました。その結果、直ちに日本脳炎ワクチンの接種を中止する必要はないと判断され、接種を継続することとしました。

## ●平成19年4月2日以降に生まれた方

望ましい接種年齢・接種回数	予防接種法で決められている接種年齢
1期初回：3歳で2回	生後6カ月から90カ月に至るまでの間にある方(法的には6カ月から接種可能ですが、標準的には3歳から開始)
1期追加：4歳で1回	
2期：9歳以上13歳未満の間に1回	9歳以上13歳未満の者

## ●平成7年6月1日から平成19年4月1日までに生まれた方

平成23年5月20日から開始された国の特例措置により、20歳になるまでの間(誕生日の前々日まで)接種を受けることができます。

お子さんの母子健康手帳を確認し、規定の回数(4回)の接種を行いましょ。

接種歴によっては、接種間隔が異なることがありますのでご不明な点がございましたら、市健康政策課感染症予防係へお問い合わせください。

また、第2期は9歳以上の方が対象となりますのでご注意ください。

## ●平成6年4月2日から平成7年5月31日までに生まれた方

日本脳炎予防接種(定期接種)について、以前は、3～4歳時に1期接種(3回)を終了し、2期接種(1回)として小学4～5年時に学校で集団接種を行っていました。

しかし、従来使用されていた「日本脳炎ワクチン」接種後に、ADEM(急性散在性脳脊髄炎)という副反応が報告されたため、平成17年5月から積極的な勧奨を控えていました。そのため2期の接種が未接種の場合があります。

現在は、新しく承認されたワクチンを使用しており、平成23年5月から未接種者に対する特例措置が開始されましたが、「平成6年4月2日生まれ～平成7年5月31日生まれ」のお子さんは定期接種の対象外となってしまいました。

市では、平成25年3月31日までの間に限り、「大田原市が行政措置として行う法定外の予防接種」として未接種者に対し、予防接種を実施しています。

お子さんの母子健康手帳をご確認の上、1期接種が3回接種してあり、2期が未接種の場合は対象となりますので、早めに接種を受けられますようお知らせいたします。なお、対象となる方は4月に通知していますが、通知がなかった方で2期接種の記録のない場合などは、お問い合わせください。(専用の予診票は、医療機関にはありませんので市担当課へお問い合わせください。)

※すでに接種がお済みになっている場合は、再接種の必要はありません。

## 【すくすく教室開催日の変更のお知らせ】

広報おたわら11月15日号10ページでお知らせしました「すくすく教室」の開催日に変更になりましたので、下記のとおりお知らせします。

### ●変更

開催日 12月7日(金) → 12月21日(金)

■問い合わせ 東1階  
子ども幸福課母子健康係 TEL (23) 8634